

安否確認、誘導などで情報必要

「要援護者」リスト化を

県が市町村向けに指針

県は、高齢者や障害者ら、災害時に他者の援助が必要な「要援護者」について、個人情報収集、リスト化するための市町村向けガイドラインをまとめた。個人情報保護に配慮するあまり、要援護者の情報収集や共有化に二の足を踏みがちな市町村に対し、要援護者の支援体制を構築しやすいよう後押しする。

ガイドラインは、要援護程度、介護状況などを記載し、消防機関などに提供した名簿や、個別の避難する「関係機関共有方式」の支援プランを策定することを求めている。



要援護者の情報収集対策として①希望者を募る「手上げ方式」②要援護者本人に直接働き掛けて情報を把握する「同意方式」③同意を得ずに、福祉部が既に保有する情報保護審議会が認めれば

可能だと明示した。災害発生時には社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民と連携し、名簿を利用して安否確認や避難誘導を行う。避難先では、支援プランに基づいた医療や福祉サービスを提供する。

県保健福祉総務課は「要援護者は自力の避難が難しいケースが想定される。市町村だけでなく、要援護者自身も情報共有の意義を理解してほしい」と話している。

「関係機関共有方式」と「同意方式」を推奨。「関係機関共有方式」の場合でも個人情報保護関連の法令に反せず、自主防災組織など外部に提供する場合も個人情報保護審議会が認めれば